平成２４年（フ）第６号
青森県三沢市下久保２丁目12番地４号　柿本アパート
債務者　新堂ひとみ
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第５８号
埼玉県幸手市香日向４丁目11番４号
債務者　高橋　　淳
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
埼玉県戸田市美女木２丁目13番地の15　山崎ハイツ207号室
債務者　林　　弘忠
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
埼玉県川口市柳崎５丁目12番１号　ハイライズ・マークⅡ101号
債務者　サン・ロイヤル浦工こと　山肩　正義
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２４号
鳥取県境港市米川町263番地１　レオパレスＷＥＳＴ111号、前住所埼玉県狭山市広瀬台３丁目８番38号
債務者　竹安　　司
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５５号
埼玉県飯能市東町22番６号、前住所埼玉県飯能市東町34番９号　渡辺アパート101号室
債務者　佐藤　一義
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６４号
埼玉県坂戸市日の出町16番51―104号　アンビシャスプラザ坂戸
債務者　ワインブレナー沙織
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７１号
埼玉県川越市宮下町１丁目16番地12　ミオ・カーナ205号室
債務者　大佐賀雅子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７８号
埼玉県狭山市大字北入曽866番地　ハンティングヒル107、前住所埼玉県さいたま市中央区新中里１丁目13番８―210号
債務者　鈴木　順子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４６１号
埼玉県本庄市児玉町入浅見721番地４　コーポ泉６号
債務者　鈴木　直一
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４９号
埼玉県熊谷市江南中央１丁目９番地２　ＴＭＫＡＮ２―302
債務者　渡邊　薫敬
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４７号
神奈川県秦野市千村５丁目12番１号
債務者　渡邉　　勝
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３０号
静岡県沼津市足高558番地の２　エンゼルハイム足高109号、前住所静岡県伊豆市八木沢3853番地の１　伊東園ホテル独身寮202号
債務者　斉藤　昌和
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
静岡県駿東郡長泉町下長窪90番地の１　ステラ101号
債務者　石川　直樹
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９６号
住所不定、外国人登録原票上の住所名古屋市東区泉１丁目10番23号　グランドメゾン泉508号
債務者　大橋潔こと　寿　　**洁**
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３号
京都府舞鶴市字溝尻２番地16―102号　梅ヶ谷
債務者　山添　健司
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係